

# いの町物価高騰対策商品券取扱いマニュアル

## 1. 商品券の給付・使用期限・内容

- ・令和8年4月1日時点で、住民基本台帳に記録されている者1人につき、1回限り商品券を給付します。
  - ・商品券の使用期限は令和9年1月31日(日)とし、使用期限を経過した商品券は無効です。
  - ・商品券の内容:**赤券**・・・すべての店舗等で使用可能  
**青券**・・・量販店での使用不可  
※量販店とはスーパーマーケットのことです。
- 1冊10枚綴り(**赤券5枚、青券5枚**)10,000円分を給付します。

## 2. 回収した商品券の換金受付場所、方法及び換金日

- ・換金受付は、いの町役場産業経済課で行います。
- ・商品券の換金受付日は、令和8年5月18日(月)以降の**毎週火曜日・木曜日の午前9時から午後4時まで**とします。(換金スケジュールについては別途改めて文書を送付いたします。)
- ・回収した商品券の裏面に事業者名を記入又は押印し、請求書と取扱事業者登録証の写しを提出してください。商品券の代金は、後日こちらの指定日に事業所登録の口座にお振込みさせていただきます。
- ・商品券の最終持込み期日は令和9年2月18日(木)です。期日を過ぎますと受付できませんので、必ず期限内に持ち込んでください。

## 3. 商品券取扱店ポスターの掲示

- ・いの町が配布する商品券取扱店ポスターを利用者の見えやすい場所に貼ってください。

## 4. 商品券の保管

- ・取扱事業者は、自己の責任において商品券を保管するものとします。商品券の紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合、町は一切その責を負いません。

裏面あり

## 5. つり銭

- ・商品券は、1,000円券のみを発行します。商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合のつり銭は、支払わないものとします。

## 6. 取扱時の注意事項

- ・商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカードなど換金性の高いものの購入又は支払いには使用できません。
- ・取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行った場合には、取扱事業者の登録を取り消します。
- ・特定取引において商品券の受け取りを拒むことはできません。
- ・受け取った商品券の裏面「事業者記入欄」に、事業者名を記入又は押印してください。**記入等がない商品券は換金できません。**
- ・他の事業者名の記入又は押印がある商品券の受け取りは拒否してください。
- ・受け取る際は、他の商品券等と取り違えがないかご確認ください。
- ・偽造等の不正使用の疑いのあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにいの町に申し出てください。
- ・**規定に違反する行為や虚偽又は不正の請求**により、換金額の支払いを受けたことが判明した場合は、**返金を求めます。**
- ・町が本事業に関する調査を行うときは、協力を求めます。

ご不明な点がありましたら、  
いの町産業経済課 TEL:088-893-1115 までお問い合わせください。